

岩崎氏生活応援クーポン券配布事業取扱店募集要項

1. 本クーポン券配布事業の概要

岩倉市（以下「市」という。）では食料品等の物価高騰の影響などを受けた市民の経済的支援をするとともに、市内における消費喚起や経済活性化を目的とし、「いわくら生活応援クーポン券」（以下「クーポン券」という）を発行し、市民へ配布します。

取引の対価としてクーポン券を受け取り、また、換金することができる市内店舗又は事業所（以下「取扱店」という）を募集します。

券種	計2種…①全店共通券（500円）、②中小店専用券（500円） なお、②は、次の表に該当する事業者で登録した取扱店で使用できます。
製造業・その他	資本金又は出資総額3億円以下 又は 常時従業員数300人以下
卸売業	資本金又は出資総額1億円以下 又は 常時従業員数100人以下
小売業	資本金又は出資総額5千万円以下 又は 常時従業員数50人以下
サービス業	資本金又は出資総額5千万円以下 又は 常時従業員数100人以下
※チェーン店の場合、直営店舗は本社事業規模、フランチャイズ契約店舗は契約者の事業規模で判断	
配布対象者	令和8年2月1日に本市の住民基本台帳に記録されている全ての市民
配布金額	市民1人当たり5,000円分（①全店共通券6枚、②中小店専用券4枚）
配布方法	郵送（世帯全員分をまとめて、世帯主あてに、4月下旬頃より順次発送）
総額	2億4千万円
使用期間	令和8年5月1日（金）～9月30日（水）

2. 取扱店の登録申請

（1）取扱店の条件

市内に店舗・事業所があり、一般消費者を対象とした小売業や飲食業、各種サービス業、建設業等を営むもの。ただし、次のいずれかに該当する場合は除きます。

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する営業等を行っているとき。
- ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営又は経営への関与をしているとき。
- ③ 役員又は使用人が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ④ 宗教的活動又は政治的活動を行っている団体が経営しているとき。
- ⑤ その他市長が適当でないと認めるとき。

（2）登録方法

【方法】

取扱店登録申請書及び誓約書を岩倉市商工会へ提出（持参又は郵送）

様式は、右記QRコードからダウンロードできます。

また、岩倉市商工会、岩倉市役所4F商工農政課窓口でも配布します。

【申請期間】

2月2日（月）～2月27日（金）

上記期間中に申請し、登録された取扱店は、クーポン券を発送する際に同封する「取扱店一覧」に掲載されます。

期間後の申請は8月31日（月）まで

（3）換金書類・PRツールの受取

以下で行われる取扱店説明会でお受け取りください。

日時	令和8年4月13日（月） 午前10時（1回目） 午後3時（2回目）
会場	アデリア総合体育文化センター 多目的ホール 岩倉市鈴井町下新田123

【配付物品】

- ①取扱店登録証・・・・・・・・ 挿金に必要となります。
- ②換金依頼書・・・・・・・・ 挿金に必要となります。
- ③のぼり・ポスター・・・・・・・ クーポン券使用期間中、店頭に掲出してください。
- ④換金受付スケジュール表 他、説明会資料

※取扱店説明会に参加できない場合は、配付物品を4月14日（火）から30日（木）までの間に、岩倉市商工会にて受け取ってください。

3. クーポン券の取扱い

（1）クーポン券を使用できない取引

- ① 有価証券、切手、印紙、たばこ、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ② 電子マネーへのチャージ、代引きサービスに係る料金及び収納代行に係る料金
- ③ 電気、ガス、水道、公共サービス料等の公共料金
- ④ 国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑤ その他市長が特に指定するもの

（2）取扱い上の注意

- ① クーポン券は、使用期間内のみ使用できます。
- ② 取扱店は、クーポン券を受け取る際、券面や裏面をよく確認してください。
(受け取ってよい券種か／不正がないか)
- ③ 取扱店は、使用者がクーポン券で物品の購入又はサービスを受けようとするときは、その受け取りを正当な理由なく拒むことはできません
- ④ 取扱店は、クーポン券のみで支払った取引において、釣銭を出してはいけません。
- ⑤ 取扱店は、受け取ったクーポン券を自ら行う取引に再使用をしてはいけません。

- ⑥ 取扱店は、受け取ったクーポン券を交換、譲渡又は売買してはいけません。
- ⑦ 取引店は、不正防止のため、取引の対価として受け取ったクーポン券の裏面に店舗名等を記載し（ゴム印も可）、換金まで適切に保管してください。（再使用してはいけません。）

（3）その他注意事項

- ・取扱店は、市及び岩倉市商工会と適切な連携体制を構築し、本募集要項を遵守してください。
- ・取扱店が本募集要項に反する行為を行ったとき、市は登録を取り消す場合があります。

4. 使用済みクーポン券の換金

（1）換金受付について

次の受付日に、受付会場までお越しください。

受付会場：アデリア総合体育文化センター（鈴井町下新田 123）

2F 会議室（網掛けの 5/29(金)、9/25(金)は 1F ふれあいホール）

月	受付日
5月	11日(月)、12日(火)、20日(水)、21日(木)、29日(金)
6月	1日(月)、9日(火)、10日(水)、18日(木)、19日(金)、22日(月)、23日(火)
7月	1日(水)、2日(木)、10日(金)、13日(月)、21日(火)、22日(水)、30日(木)、31日(金)
8月	3日(月)、4日(火)、12日(水)、13日(木)、17日(月)、25日(火)、26日(水)
9月	3日(木)、4日(金)、7日(月)、8日(火)、16日(水)、17日(木)、25日(金)
10月	5日(月)、6日(火)、7日(水)、8日(木)、9日(金)…最終換金日

※最終換金日以降は、いかなる理由があっても換金することができません。

（2）持ち物

① 使用済みクーポン券

- ・クーポン券は一枚ずつ切り離し、100枚ごとに輪ゴムで留めてください。
 - ・ホチキスやのり等でまとめるることはご遠慮ください。
 - ・裏面に必ず取扱店名等を記載してください。（ゴム印可）
- 未記入の場合はその場でご記入いただくか、量が多い場合は持ち帰りのうえ記入してください。

② 取扱店登録証

③ 換金依頼書（2枚複写式）

④ その他資料の提出を求められる場合があります。

（3）換金方法

各月 15 日・末日を締日として、持ち込まれた使用済みクーポン券の券面金額の合計額を締日の翌週金曜日までに指定預金口座へ振込みます。

5. お問合せ

取扱店の登録申請や、 使用済みクーポン券の換金に 関するお問合せ	岩倉市商工会 いわくら生活応援クーポン券係 ・所在地：岩倉市中本町西出口 31-1 ・電話：0587-66-3400 (平日 9時00分～17時00分)
その他のお問合せ	岩倉市建設部商工農政課 ・所在地：岩倉市栄町 1-66 ・電話：0587-38-5812 (平日 8時30分～17時15分)